

大阪府立高槻北高等学校 バドミントン部 OB・OG会 規約

第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は、大阪府立高槻北高等学校バドミントン部 OB・OG会と称す。
- 第2条 本会は、大阪府立高槻北高等学校（高槻市別所本町36-3）内におく。

第2章 目的

- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、現役に対する技術の向上並びに経済的援助を目的とする。

第3章 会員

- 第4条 本会の会員は、大阪府立高槻北高等学校に在学又は在職した者のうち、同バドミントン部に在籍または顧問、外部指導者となった者で、終身会費を納めたもので構成する。
- 第5条 会員は、退会の届出又は本人死亡の場合に退会するものとする。

第4章 役員及び参与

- 第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事長	1名
幹事	若干名
会計	1名

- 第7条 役員の任期は5年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 定時総会開催年の4月2日現在で60歳未満とする。

- 第8条 役員は、会員の中から互選する。

- 2 役員の互選方法は、幹事会で決定する。

- 第9条 会長は、本会を代表し会務を総括し、かつ総会、幹事会を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 幹事長は、幹事会を総括し、予算の執行、本会の運営にあたる。

- 4 幹事は、幹事長のもと、本会の常務を処理する。

- 5 会計は、本会の経費を管理する。

- 第10条 役員の他に参与を置く。

- 2 参与は、過去に会長等の役員をした者、または顧問の会員のうち、幹事会の決議により充てる。

- 3 参与の任期は定めない。

- 4 参与は、幹事会の要請に応じ、助言等を行う。

第5章 総会及び幹事会

- 第11条 総会は、会員の出席をもって成立し、定時総会、臨時総会とする。

- 2 定時総会は、5年に1回開催する。

- 3 臨時総会は、幹事会において必要と認めたときに開く。

- 第12条 総会の議長は幹事会において定め、議長は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 第13条 下記の事項はこれを総会に提出し、その承認を受けなければならない。

役員の選出
事業並びに収支決算報告
規約の変更
その他、幹事会で必要と判断した事項

第14条 幹事会は、役員の出席をもって成立する。

第15条 幹事会の議長は幹事長もしくは幹事長が指名した役員が務め、会長もしくは会長が指名した役員が決議する。

第16条 下記の事項はこれを幹事会に提出し、その決議を受けなければならない。

予算編成並びに事業計画
その他、会長または幹事長が必要と判断した事項

第6章 会 計

第17条 本会の経費は、終身会費・利息・寄付金でまかなう。

第18条 終身会費の額は幹事会において決定する。

第19条 幹事会において、会計監査を行う。

第20条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第7章 懲 戒

第21条 本会の目的に違背する行為があったときは、幹事会の決議により会員を処分することができる。

附則

1. 本規約は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
1. 臨時総会を平成 29 年 8 月 26 日に開催する。
1. 第 1 回定時総会を平成 32 年 8 月 29 日に開催する。
1. 終身会費は一般参千円、学生式千円とする。